

1

憲法の意義と立憲主義の展開

第1. 憲法の意義

1. 憲法の目的

権力には常に濫用の危険が伴い、権力が濫用されると、人の権利や自由を侵害してしまう

そこで、国家権力の濫用を抑制し国民の権利・自由を守る基本法が必要となるため、憲法によって国家権力自体を制限していく

→すべて国民は個人として尊重される（13）＝個人の尊重（尊厳）の確保

2. 憲法の特質

(1) 授権規範性

国民自身が憲法を制定し、国民の権利を制限する作用を下位の法規範に授権する

(2) 制限規範性

授権に当たっては、国家権力を制限できる法としての憲法である以上、全く無制限な授権をするわけにはいかない

→権力の濫用を防止し、人権保障を図るべく憲法による枠付けが必要

(3) 最高法規性 【注】司H23-13-ウ

ア 形式的最高法規性

制限規範性を実効的なものにするため、憲法に反する法律などは効力を有しないとされる（98 I） 【注】司H25-20[12]-イ

イ 実質的最高法規性

憲法第3章で保障される人権の本質・重要性（97） 【注】司H20-1-I, H25-20[12]-ウ, H30-11-ア

ウ 憲法尊重擁護義務

憲法の最高法規性を担保するため、国家権力の行使を担当する公務員に憲法尊重擁護義務を課している（99）

 短答 86頁

 短答 88頁

第2. 憲法の生成と立憲主義の展開

1. 近代立憲主義（近代的意味の憲法に基づいて国家運営を行うこと）の誕生

中世に行われた行政権（≡国王）による圧政に対する市民革命（下からの革命）によって、「国家からの自由」を求める

→近代立憲主義の誕生（ヨーロッパ系）

- (1) 消極国家の理念→自由放任主義（夜警国家）
- (2) 議会中心主義→議会は万能（三権分立が徹底されていない）
∴ 国民代表機関→国民の意思の反映を最もし得る（議会への信頼）
cf. 裁判所は信用しない（フランス）
- (3) 法治主義の採用
議会が法律を制定、行政府の権力濫用を防止→法律の留保（法律による行政）
cf. アメリカ型近代立憲主義
完全な権力分立（三権が対等）
→裁判所に対して違憲審査権を与え、裁判所が憲法の規定を適用することによって人権保障をする
∴ 議会への不信

2. 近代立憲主義の危機

消極国家の下では無制限な自由競争を認めたため、多くの社会的・経済的弱者の犠牲の下で少数の富める人々を保護する結果になった（資本主義の矛盾）

このような状況では社会的・経済的弱者の個人の尊厳を守ることはできないため、近代立憲主義に修正が加えられていくことになった

3. 現代立憲主義の誕生

- (1) 社会権の保障（ex. 生活保護、義務教育）
- (2) 国家による積極的な政策の実行（ex. 公共事業の創出、産業基盤の整備）